

地域の課題 研究者も考えます

15

宝を生かす計画



富山大学 神山智美准教授

土地所有制度、相次ぐ変化

「税金がかかるだけなら農地、林地を放棄、寄付できたらいい」。そう思う読者も多いのではないだろうか。私たちのプロジェクトは、こうした人々に農林業を続けてもらえるような、地域の仕組み構築の合意形成をテーマに取り組んでいる。

土地所有制度を巡る変化



現在制度改正中

- ▶ 登記官に調査権限を与える変則型登記解消法成立 (2019年5月)
- ▶ 国土調査法改正で地籍整備を加速 (20年3月)
- ▶ 土地基本法の改正 (20年3月)
- ▶ 相続登記の義務化と遺産の国庫帰属制度創設 (21年4月)
- ▶ マイナンバー制度と登記簿情報を連携させ所有者情報を把握
- ▶ 土地所有権の放棄やみなし放棄制度の導入

難しい「放棄」や「寄付」

所有権は安易に「剝奪」されない。憲法二九条で保障する基本的人権の一つだから。ただし、内在的制約（権利に内在する制約）は加えられる。さらに、近年の環境意識や景観保全指向の高まりにより、外在的制約（外から権利に及ぼせる制約）も加えられるようになってきている。これを受けて諸制約の法制化がなされているが、「私は環境のために林業をしているわけではない」という主張は当然になされるものであり、入念な議論が求められる。

「譲渡」「放棄」したい人は増えている。土地を財産とみる傾向は減っており、「所有するだけで費用や手間がかかる」と捉える人は多い（国土交通省『土地白書』）。名張市の「草刈り条例」のような、空き地の放置への規制条例がこれに加われば、土地所有者の責務意識（負担感）はさらに増す。当地には「草刈り代行」業という新たな業態も誕生。土地の管理が副産物も生み出した。

ただし「放棄」は難しい。二〇二三年四月に遺産放棄による「国庫帰属制度」が施行されるが、国への申請・承認が求められる、その要件は厳しい。自治体への「寄付」「贈与」も、申請・審査等が必要になる。譲り受けた後、税金で管理せねばならないからである。

私人が面倒見きれず寄付した土地の管理を、公はできるのだろうか。なかなか困難である。

名古屋大学持続的共発展教育研究センター